

## 岐阜市立女子短期大学に対する認証評価結果

### I 判 定

2023 年度短期大学認証評価の結果、岐阜市立女子短期大学は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2024 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。

### II 総 評

岐阜市立女子短期大学は、「岐阜市立女子短期大学学則」（以下「学則」という。）において、目的を「女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有意な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する中核的な担い手を養成すること」と定め、この目的を達成するために、各学科において具体的な教育目標を定めている。2020 年度には、短期・中期的方針、長期的方針をまとめた「岐阜市立女子短期大学ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定している。

内部質保証については、学長を中心とした「執行部会議」が内部質保証の推進に責任を負い、副学長を中心とした「自己評価委員会」が学科等の各機関が実施した点検・評価のとりまとめを行う体制を整備している。この体制のもと、学科等の各実施機関は自己点検・評価の経過及び結果について「自己評価等報告書」を「自己評価委員会」に定期的に提出し、「自己評価委員会」はそれに対して改善の助言を行っている。このうち、特に重要な事項については、「執行部会議」から改善の指示を行うこととしている。助言及び指示を受けた機関は改善に取り組み、取り組みの結果は「自己評価委員会」に改めて報告を行っている。これに加え、学識経験者、短期大学教職員、市政関係者で構成する「運営委員会」を設置し、教育及び運営に関する事項について外部の視点から評価を実施している。

教育内容については、全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、各学科の具体的な学位授与方針を定めている。学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を作成しており、同方針のもとで教育課程を編成している。教育の実施にあたっては、アクティブラーニングを採り入れるなど、全学的に学習の活性化に努めており、複数の教員が分担して学生指導を行うゼミナールや演習科目も設置している。また、学びを自学だけで完結させず、岐阜県内の近隣大学で修得した単位の認定を可能としており、教育の地域連携強化にも積極的に取り組んでいる。

## 岐阜市立女子短期大学

学習成果については、成績、検定試験結果、発表、レポート、卒業論文、「学修ポートフォリオ」を通じた学生の自己評価など、多角的な観点から把握に努めており、特に「学修ポートフォリオ」の導入と活用は、学生支援においても優れた取り組みといえる。学生は毎学期目標や学期ごとの振り返りといった内容を「学修ポートフォリオ」に入力し、その内容に基づき、アドバイザーの教員が学生と面談を各学期に実施している。これによって、学生の不安や悩みを迅速に解決することにつながっており、「ビジョン」において定めた全学的な教育目標「一人ひとりが、生きたいと思う人生を描き、実現する」ことを実践する取り組みとして評価できる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。2023年度の学科改編に伴い、教育課程の編成・実施方針を見直しており、同年以降の方針では教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していない点は改善が求められる。また、2022年度において、学科によっては収容定員に対する在籍学生数比率が低い状況が見受けられるため、学科の定員管理を徹底するよう是正されたい。

今後は、「学修ポートフォリオ」を通じた学習成果の把握・評価を積み重ねることで教育効果を測定し、内部質保証システムをより一層機能させることでこれらの問題点を解決するとともに、教育の充実につなげることを期待する。さらに、こうした活動によって、設立理由に記されている当該短期大学の目的が更に高度なレベルで達成されることを期待したい。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

「戦後復興は、女子教育にある」という考えのもと、前身である岐阜女子専門学校を設立している。これに基づき、当該短期大学における目的を、学則において「女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有意な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する中核的な担い手を養成すること」と定めている。また、新たな教育目標として、2020年に策定した「ビジョン」において、「社会において、一人ひとりが、生きたいと思う人生を描き、実現するために、『多様な価値観を許容する力』、『自分、身近な人、地域にとって何が必要かを考え、新たな価値を見出す力』、『共感と協調に基づく人間力』を涵養する教育を行う」ことを定めている。これらの目的・全学的な教育目標を踏まえ、各学科の教育目標を定めている。例えば、英語英文学科では、教育目標を「英語コミュニケーション能力を身につけ、英語と英米文

化に関する理解を深めることで未知なる発想様式に目を開き、国際感覚を養い、国際社会や地域社会で積極的に活躍できる人材の養成」と定めている。

以上により、短期大学及び学科の目的等を適切に設定しているといえる。

② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

目的及び各学科の教育目標については学則に規定している。学則は短期大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。『学生便覧』に学則を掲載するほか、オリエンテーションや履修ガイダンスの際に説明している。また、教職員に対しては学内委員会や学科会議等において周知を図っている。受験生等に対しては『大学案内』に各学科の教育目標を、『学生募集要項』に短期大学の設立理由を掲載するなど、適切に公表している。

「ビジョン」にて定めている新しい教育目標については、「令和5年度以降の教育目標」として、短期大学ホームページに掲載している。

以上のことから、短期大学の目的及び学科の目的を適切に明示したうえで、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

目的及び・教育目標等の実現のため、2020年度に「ビジョン」を策定している。

「ビジョン」においては、人口減少や日本・世界の展望等大学を取り巻く環境を再認識したうえで高等教育機関の役割を再定義し、大学の現状を踏まえたうえで目指す方向等将来あるべき姿及び短期・中期的方針、長期的方針をまとめている。

「ビジョン」の策定にあたっては「将来構想委員会」に複数のプロジェクトチームを編成し、各教職員を配置するとともにサポートチームも編成することで全教職員が関与する体制を整備したほか、外部の意見を反映させて作成し、「執行部会議」を経て学長が最終決定している。現在は「ビジョン」の実現に向け、短・中期目標については「執行部会議」に特任部会を設置し、検討している。長期目標については「将来構想委員会」作業部会を設置し、課題整理等の企画立案を行っている。また、学内外の意見を踏まえ必要に応じて「ビジョン」を見直すこととしている。

以上のことから、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策について、適切に設定しているといえる。

## 2 内部質保証

### <概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

理念・目的を達成するために、学則に「その教育水準の向上を図り、第1項の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」「第1項の目的を達成するため、授業内容や方法の絶えざる改善を図るための組織的研修や研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）を実施する」と定めている。また、「ビジョン」において、大学ガバナンスの考え方とともに、内部質保証に対する基本的な考え方を「時代の変化に対応し一歩先を行く大学運営と公立大学として市民や地域等に目標を明確に示し、現状を点検しながらPDCAサイクルを回していく」ことを明示している。

内部質保証の手続に関しては、「自己評価委員会規程」において定めている。各種委員会、各学科及び各部局は「自己評価委員会」の示す方針に基づき、自己点検・評価に必要な項目を定め、自己点検・評価の経過及び結果について定期的に同委員会に「自己評価等報告書」を提出している。「自己評価委員会」は「自己評価等報告書」をとりまとめ、「総務委員会」及び教授会に報告している。「自己評価委員会」は、「自己評価等報告書」又は内部質保証に関して重要な事項を審議する「執行部会議」の指示に基づき、点検・評価の実施について見直したうえで各種委員会、各学科、各部局に改善の助言を行い、助言を受けた機関は改善計画又は改善に取り組むこととなっている。

また、内部質保証のための方針及び手続については、教授会を通じて全教員に共有している。

したがって、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

## ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

全学における内部質保証推進の責任を負う組織として「執行部会議」を位置づけている。また、全学的なPDCAサイクルを統括する組織として「自己評価委員会」を置くとともに、自己点検・評価等の客観性、適切性を確保するために外部の視点から意見を聞くため、「運営委員会」を設置している。

「執行部会議」は、「執行部会議規程」において、学長、副学長、附属図書館長、事務局長、事務局次長で構成することを定め、「大学運営の基本方針、将来構想、長期計画に関する事項」「学科の教育計画に関する事項」「教員の服務、評価等人事に関する事項」「大学評価に関する事項」等を所掌している。

「自己評価委員会」は、「自己評価委員会規程」において、委員長を副学長とし、そのほか附属図書館長、各学科長、事務局長で構成することを規定している。また、同規程においては、委員会の趣旨を教育研究活動等の自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた教育研究活動等の継続的な質の改善につなげることにより質を維持し向上を図る取り組みを行うことと定めるほか、所掌事項として、「自己評価等

の基本方針及び自己評価項目の策定に関すること」「自己評価等の実施及び内部質保証の体制に関すること」「自己評価等の結果の公表に関すること」「学校教育法に定める認証評価に関すること」「教員活動評価に係るデータベースの運用（教員活動評価システム）に関すること」「その他自己評価等及び内部質保証に関し必要と認めること」を掲げている。

「運営委員会」は、「運営委員会規程」において、学長が「執行部会議」の意見を踏まえて任命した学識経験者、短期大学教職員、市政関係者で構成することを定めている。また、教育及び運営に関する事項について協議及び評価し、その意見や評価の結果を大学教育及び運営に反映させることを目的として掲げ、同委員会で「大学の教育及び学問に関する事項」「大学の運営に関する事項」「大学評価に関する事項」「その他学長が必要と認める事項」を協議することを規定している。

以上のように、内部質保証に係る全学的な体制を整備している。なお、「自己評価委員会」については、2023年2月に規程の改正を行い、構成員に「その他、本学の教員の中から学長が必要と認める者」を加えた。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の策定にあたっての基本的な考え方は、全学的に定めておらず、各学科が教育目標に基づき策定している。

自己点検・評価については、各学科・部局・委員会等の実施機関が点検・評価を行い、その経過及び結果を2021年度までは「年間活動計画書」「年間活動報告書」、2022年度からは「自己評価等報告書」にとりまとめている。同報告書を用いて、各実施機関は前年度の重点目標の達成状況及び新年度の重点目標とその方策についてとりまとめ、「自己評価委員会」へ提出している。「自己評価委員会」は、各機関から提出された報告書の内容をとりまとめ、「総務委員会」及び教授会に報告している。自己点検・評価に基づいた改善・向上については、学長が「執行部会議」を開催し、「総務委員会」及び教授会の意見を参考にして、重要な事項について、「改善指示書」を通じて「自己評価委員会」に改善を指示している。これを受けて「自己評価委員会」は、点検・評価についての定期的な見直しをしつつ、必要に応じて「自己評価等報告書に関する助言」を用いて、実施機関に改善に向けた助言を行い、実施機関は自ら行った点検・評価の結果や「自己評価委員会」の助言を踏まえ改善を行い、その計画や結果を「自己評価委員会」に報告する。「自己評価委員会」はこの改善結果を「自己評価委員会報告書」にとりまとめ、学長に報告し、学長は同報告書を短期大学ホームページに掲載し、公表している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みとして、教務委員会が「授業アンケート」を企画・実施し、教育成果の検証を行っていることを挙げている。授業

## 岐阜市立女子短期大学

アンケート内容と各担当教員の改善策をまとめた報告書を教務委員会にて作成し、全教員に周知を図るとともに、学長に提出している。これにより、次年度の施策への反映や改善指示に活用している。アンケート結果を受け、学科内では、学科長と担当教員の面談を行うなど学科単位の適正な指導・支援の一助となっており、全学内では、学科からの「自己評価等報告書」の提出を受け、「自己評価委員会報告書」において、「学修ポートフォリオ」の活用を全学科に指示することにつながっている。

自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫として、「運営委員会」を毎年複数回開催し、当該短期大学における取り組みについて評価した結果を「運営委員会報告書」として短期大学ホームページにおいて公表している。くわえて、設置者である岐阜市において、岐阜市議会及び監査委員会で、毎年定期的に検証が行われ、その結果を岐阜市ホームページにおいて公表している。なお、当該短期大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、認証評価機関からの指摘事項への改善は、教務委員会が中心となっており、改善報告書にとりまとめ、本協会に報告している。

「自己評価委員会規程」により、各実施機関から提出された「自己評価等報告書」を委員会で確認し、助言と意見を付した「自己評価等報告書に関する助言」をとりまとめ、実施機関に通知している。助言により、各実施機関において見直された「自己評価等報告書」は、委員会において「自己評価委員会報告書」としてとりまとめ、学長に提出している。また、学長から委員会に対して「改善指示書」が出た場合は、内容を確認し、必要に応じて、実施機関に対して助言等を行っている。助言等による成果の一例としては、2022年6月の「自己評価委員会報告書」において「カリキュラム・ポリシーを保証する組織的な取組みを充実してください」とした意見を受けて、2022年度後期から「学修ポートフォリオ」の試行が始まっている。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

### ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究に関しては、短期大学ホームページに「教育・研究」としてとりまとめ、公表している。また、教員の研究活動については「Staff Profile」としてとりまとめるほか、学内の諸活動について「ニューズレターAURA」を作成して公表している。さらには毎年、『地域交流年報』を発刊し、地域連携活動の実績を公開している。

自己点検・評価結果は、短期大学ホームページの「情報公開」に掲載し、同ページにはこれまでの認証評価結果や、「自己評価委員会報告書」、学則等の規程、「運

## 岐阜市立女子短期大学

営委員会報告書」についても公表している。

くわえて、各学科の3つのポリシーやそれに応じた教育方法の特徴についても短期大学ホームページに掲載している。

なお、財務情報については、岐阜市を設置者とする公立短期大学であることから、岐阜市一般会計の歳入歳出として、岐阜市議会における審議・議決後に、地方自治法関係法令に基づき市民に公表している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

### ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性に関する定期的な点検・評価は、全学的には「執行部会議」が統括し、学科等の実施機関については「自己評価委員会」が点検・評価し、実施機関は学科長等の所属長が点検・評価している。「執行部会議」は運営委員会や市議会、市監査委員会等からの指摘や、国の動向等を踏まえ、改善指示する事項はないかを確認し、「自己評価委員会」は、実施機関間の活動に差異がないか、これまでの助言や学長指示等を踏まえた改善活動が行われているかを点検・評価している。

内部質保証システムの改善・向上のため、2020年度には「執行部会議」の指示により、「自己評価委員会規程」を見直し、実施機関との役割分担と手続を明文化している。また、2021年度には「運営委員会」による学科改編等に関する意見等にも早期に対応するため、「執行部会議」の指示のもと、「処務規程」を見直し、学科長の学科教員の管理監督権限を明確化し、学科内のPDCAサイクルの迅速化を図るなどに取り組んでいる。

以上のことから、内部質保証システムについて適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

## 3 教育研究組織

### <概評>

### ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

短期大学の設立理由・目的に基づき、2022年度までは、英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科の4学科を設置しており、このうち生活デザイン学科は、ファッション専修、建築・インテリア専修、ヴィジュアル専修の3専修から構成している。

「ビジョン」において掲げた「社会において、一人ひとりが、生きたいと思う人

生を描き、実現するために、『多様な価値観を許容する力』、『自分、身近な人、地域にとって何が必要かを考え、新たな価値を見出す力』、『共感と協調に基づく人間力』を涵養する教育を行う」との教育目標の達成のため、グローバル（国際性・地域性）、ヘルス（健康の維持増進・長寿）、センス（人間力・判断力・五感）の各キーワードから教育内容を再検討した結果、2023年度に英語英文学科を募集停止し、国際文化学科を国際コミュニケーション学科、食物栄養学科を健康栄養学科、生活デザイン学科をデザイン環境学科に名称変更し、3学科に改編している。

また、学科横断的に地域の課題に取り組むべく、2021年度には4学科の教員と事務職員を構成員とする「地域連携センター（CeNCEr）」、2022年度には数理・データサイエンス・AI教育研究のための「データ駆動科学教育研究センター」を設置し、地域との連携強化を図っている。

以上のことより、学科・センターの設置状況は、設立理由・目的に照らして適切であるとともに、地域との連携を考慮したものであるといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、各学科において点検・評価した結果に基づき、全学的な内部質保証組織のもと、改善に取り組んでいる。

委員会等の組織についても、各学科の場合と同様に、年度末に、年度当初に立てた計画に対して、達成状況を点検・評価し、「自己評価等報告書」としてとりまとめ、「自己評価委員会」に報告している。

2021年度の点検・評価結果をもとにした国際文化学科の「自己評価報告書」において、前年度重点目標の達成状況として、2023年度からの学科改編に関係して退職者に代わる英語関連教員の採用が中断していることが明らかになった。これに対し、「自己評価委員会」として特段助言をすることはなかったが、当該学科において、2022年度から英語英文学科の授業を国際文化学科で行うよう体制を見直した。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に努めているといえる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針について、目的を踏まえ全学及び各学科で定めている。全学の学位授与方針では、「深い教養と考える力」「現代の多様な課題を発見、分析、解決する能力」「専門的知識・技能の活用力、批判的思考力、問題解決力、表現能力、コミ

コミュニケーション能力」等を身に付けた学生に学位を授与することを定めている。

全学の方針を受けて、各学科ともそれぞれの専門性に基づいて具体的な能力を明確にし、学位授与方針を定めている。例えば、英語英文学科では、「英米及び英語圏の言語、文学、文化」「実用的な英語運用能力」の2つに重点を置いて、それぞれに対応して「幅広く深い教養を修得し、異文化や他者に対する細やかな想像力」「国際的な場面や地域社会で活躍できる能力」を身に付けた学生に学位を授与している。

2023年度入学生から、学科改編にあわせ学位授与方針を改定している。2023年度以降の入学生に対する全学の学位授与方針では、専門分野に関する知識・技能等に加え、「多様な価値観を許容するチカラ」「新たな価値を見出すチカラ」「共感と協調により繋がるチカラ」という3つの能力を身に付けた学生に学位を授与することを定めている。学科ごとの学位授与方針についても、2022年度以前入学生に対するものと同様、全学の学位授与方針を踏まえて定めている。例えば、国際コミュニケーション学科では領域ごとに身に付けるべき能力等を定めており、英語領域では「さまざまな情報や自らの意見を、国際的な場面や地域社会に向けて発信」できる「英語の実践力」を身に付けた者に学位を授与するとしている。

なお、学位授与方針を改定したことにより、2022年度以前の生活デザイン学科の学位授与方針では、専門性の大きく異なる各専修の具体的な知識や技術が明示されていなかったが、改編後のデザイン環境学科における学位授与方針では、領域ごとに身に付けるべき能力を適切に設定しており、改善が見られる。

学位授与方針は『学生便覧』や短期大学ホームページで適切に公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定め、公表しているといえる。

## ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針を踏まえ、全学の教育課程の編成・実施方針として、「様々な学問分野にわたる教育を実施」すること、「専門分野での体系的学習」を実践すること、「参加型の少人数教育」を行うことを定めている。

全学の方針を受けて各学科で教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、英語英文学科では学科の専門性に基づき、「専門分野での体系的学習」に関しては、「英文講読」科目、「英米関係講義」科目、「実用英語」科目という授業科目区分を設定し、更に「ゼミナール」科目により、全学の学位授与方針の3つ目にある『講義』『演習』での学びや、卒業論文等の作成」の機会を確保し、体系的に教育課程を編成することを定めている。

なお、2023年度に学科改編に伴い定めた教育課程の編成・実施方針においては、全学及び各学科の方針のいずれにも教育課程の実施に関する基本的な考え方を示

していないため、改善が求められる。

教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』や短期大学ホームページで公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているが、同方針の中で教育課程の実施に関する基本的な考え方を明示することが望まれる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針を踏まえて、教育課程を教養教育科目と専門教育科目から編成し、体系性に配慮のうえ科目を配置している。

教養教育科目は全学共通で「現代社会の理解」「自然・環境の理解」「人間の理解」「開放科目」「ネットワーク大学岐阜」「健康科学」「情報科学」「外国語」「教養演習」の9分野に科目を配置している。

また、専門教育科目として、各学科の特色に応じて科目を配置している。例えば、英語英文学科においては、専門教育科目を「英文講読」「英米関係講義」「ゼミナール」「実用英語」「ネットワーク大学岐阜」の4分野から構成し、幅広く深い教養を身に付けたうえで実践的な英語力や卒業研究を行うよう、学習の順次性に配慮のうえ科目を配置している。さらに、生活デザイン学科については「ファッション専修」「建築・インテリア専修」「ヴィジュアル専修」の3つの専修ごとに専門教育科目を「基礎科目」「専修科目」「展開科目」「卒業研究」「他専修単位互換科目」「インターンシップ」に区分し、科目を編成している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、適切に授業科目を開設し、教育課程を編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、各学科において、教育目標や学位授与方針に基づく学習成果を達成するため、科目の内容に応じて講義・演習及び実験・実習の授業形態を採用している。特に、ゼミナール・卒業研究等の演習科目においては、複数の教員が分担して学生指導を行うことで、学生とのコミュニケーションを重視しつつ、専門性に基づいた教育を展開している。また、教養教育科目に「教養演習」を配置しており、同科目において、研究及び論文作成の方法等を大学で学ぶにあたっての基礎的能力の涵養を図るなど、導入教育を行っている。

さらに、各学科はそれぞれ特色ある教育を展開して、学習の活性化に努めている。例えば、英語英文学科では、授業にアクティブラーニングを採り入れ、学生間の交流を促進している。また、英語英文学科や国際文化学科においては、語学検定の受

検を奨励しており、受検料補助や個別指導を行うことで、学生の学習意欲に結びつけている。国際文化学科では中国語検定の級位に応じて2年次の授業科目を1年次に履修できるようにし、この仕組みを利用した学生については2年次に「応用中国語」を履修できるよう工夫している。食物栄養学科では、「老年学」等の7つの専門教育科目を開設して、管理栄養士に必要な知識を先行的に学べるようにしている。一方、生活デザイン学科では2021年度から他専修単位互換制度を新設したが、学修規程の別表に対象科目を示すのみで、制度の根拠となる規程等が存在しないため、明文化することが望まれる。

シラバスについては、統一した書式を用いており「授業目的」「到達目標」「評価方法」等を明記し、学位に応じた学習成果と各授業科目の連関を明示している。また、各担当教員は授業の初回にシラバスを用いて学生に授業内容及び評価方法を説明し、学生に周知を図っている。

単位の実質化を図るための措置として、全ての学科において学期ごとに履修登録できる単位数の上限を定め、『学生便覧』に「履修科目の登録単位数の上限に関する規程」を掲載している。各年度の最初に開催するガイダンスにおいて履修指導を行い、卒業要件、資格要件等を確認することで、適切な履修を促している。生活デザイン学科は卒業時の資格取得等のため、必修科目が多くなることから、1年次の登録単位数の上限を高めを設定しているが、履修指導で丁寧に説明することで学生の理解を得ている。履修指導については、授業時間外に教員がチャットで寄せられた学生からの質問に対応しているほか、教養演習の担当教員やアカデミック・アドバイザー、ゼミナールの担当教員が適宜対応している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえる。

**⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。**

成績評価については「成績評価基準等に関する規程」に基づき、シラバスに授業科目ごとに評価方法及び評価割合を明示している。成績評価の客観性・公平性・透明性を担保するために、「学修規程」に異議申し立て制度を定め、所定の様式を用いた事務局経由での手続を可能としている。

単位認定については「学修規程」に定めている。「学修規程」には、欠席日数等、単位を認定しない条件も明記し、厳正な単位認定に努めている。既修得単位の認定については、学生からの申請を受けて教務委員会が審議し、教授会で認定をしている。学則には単位互換制度も定めており、他の短期大学等での修得単位を単位認定可能としている。また、岐阜県と県内の大学等の共同体での連携を通じた単位互換にも取り組んでいる。

学位授与については、学則及び「学位規程」に、卒業要件として修業年限以上在

籍すること、「学修規程」で規定した授業科目・単位を修得すること等を定め、『学生便覧』に明記のうえガイダンスで周知している。学位授与の手続は、「卒業判定会議（教授会）」の議を経て、学長が卒業を認定した者に短期大学士の学位を授与している。

なお、食物栄養学科は「学修規程」により、所定の授業科目・単位を修得することを栄養士免許の取得要件として定めている。

以上のことから、成績評価、単位認定、学位授与を適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

各学科はそれぞれの学位授与方針に基づく学習成果を把握するため、授業科目の単位取得状況やGPA、卒業論文、「学修ポートフォリオ」等を活用している。

英語英文学科及び国際文化学科においては学位授与方針に定めた語学力を把握・評価するため、外部団体が実施する語学能力試験を活用している。英語英文学科においては、語学試験のスコアの数値目標を設定し、達成度を数値化して学習成果の向上に取り組んでいる。これに加え、両学科とも情報技術系の技能検定を活用している。また、食物栄養学科は、学科の学位授与方針において栄養士の養成を目標に掲げており、栄養士資格の取得率で学習成果の把握を行っている。学位授与方針に示した「高い倫理観と責任感」に対しては、「食」を学ぶ意義をテーマに取り上げることで学習し、学習成果は発表・レポートを通じて把握・評価している。

2022年度後期より、全ての学科で「学修ポートフォリオ」を使用した学生の自己評価を試行的に行い、2023年度前期から本格的に実施している。学生は学期ごとに、ポートフォリオに卒業時までの目標とそれに向けた計画、各科目の成績、学位授与方針等に示された目標をどの程度達成できたかという観点からの自己評価等を記録し、それに基づいてアドバイザー教員との面談を行うことで、学習成果を把握・共有し、自己実現に向けた短期大学での学習計画を立てられるようになっている。

なお、各学科は年1回作成する「自己評価等報告書」において、GPAや各種外部団体が実施する試験の統計データを整理し、「自己評価委員会」に報告している。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容・方法の適切性については、全学的に卒業時アンケート、学期末の授業アンケート、「学修ポートフォリオ」を用いて、教育課程全般に対し

て定期的に点検・評価している。

食物栄養学科、生活デザイン学科は、卒業時あるいは卒業後に学科独自のアンケートも実施して活用している。各学科は卒業時アンケート等の結果を受け、2021年度以前は「年間活動計画書」及び「年間活動報告書」、2022年度以降は「自己評価等報告書」を、「自己評価委員会」に毎年度提出している。「自己評価委員会」はこの報告に意見を付記し、「総務委員会」及び教授会に報告する。また、「執行部会議」は必要に応じて「自己評価委員会」に指示し、指示を受けた「自己評価委員会」は、指示内容・改善計画等について各学科に助言している。学科ごとのアンケートについては、学科により実施及び活用の状況が異なるため、「自己評価等報告書」を通じて更なる活用を期待したい。

各授業科目の担当教員は、学期末の授業アンケートの結果を受けてシラバスの適切性や授業方法等の分析を行い、「学生による授業評価に対する分析と今後の対応」としてレポートを作成し、学科長及び学長に提出している。改善すべき事項があった場合は「執行部会議」で対応し、学科長や学長が教員個人に適宜改善指示を与えている。

2022年度後期からは「学修ポートフォリオ」及びそれに基づく面談も活用し、学生の学修習熟度の把握に努めている。また、今後教育の質の保証のため、授業アンケート等に基づいて各教員の振り返りを行う「ティーチング・ポートフォリオ」の作成を検討している。

「自己評価等報告書」には、「前年度重点目標の達成状況」「新年度重点目標と方策」という項目を設けている。具体的には、GPAや各種検定、活動実績等の統計データを分析することで、次年度の課題を設定している。

以上のことから、教育課程全般について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っていると判断できる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(専門職短期大学及び専門職学科のみ)

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 2023年度以降の入学者に適用する教育課程の編成・実施方針においては、全学及び各学科の方針のいずれにも教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

#### ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針は、目的に基づき、全学として求める学生像を「必要な基礎学力と豊かな感性を備え、自ら学ぶ姿勢をもって、積極的に問題解決と社会に向き合う力を有する」者と定めている。

全学の方針を踏まえ、各学科においても学生の受け入れ方針を定めている。例えば、生活デザイン学科では「教育目標を理解した上で、基礎的な学力・論理的な思考力を有するとともに、生活デザイン学科で学びたいという強い意志を持っている人」と定めている。各学科の方針には、入学前の学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等を示している。

同方針は2023年度に学科改編に伴い改定している。全学としては「各学科での教育内容について理解し、それらの達成に必要な基礎学力や応用する思考力、主体的に学ぶ姿勢を持つ」者を求める学生像として定め、各学科ではそれを踏まえた受け入れ方針を定めている。例えば、デザイン環境学科では「ファッション、建築・インテリア、ヴィジュアル・情報の分野に関する知識・能力を身につけて社会に貢献したいという強い意志を持った者」「地域との連携による実践的な取り組みに積極的に参画する意欲をもった学生」と定めている。

これらの学生の受け入れ方針は、『募集要項』や短期大学ホームページにて公表している。

以上のことより、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

#### ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜は、「一般選抜」と「特別選抜」を実施している。「一般選抜」は「本学個別試験」「大学入学共通テスト利用」の2種、「特別選抜」は「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「学校推薦型選抜（専門高校）」「社会人選抜」「帰国生徒選抜」「留学生選抜」の6種の選抜方法を設定している。

入学者選抜の運営は、「入試委員会」の全体的統括のもと全学教職員が一体となって実施できる体制により実施している。「入試委員会」は学長、副学長、附属図書館長、各学科長、事務局長から構成しており、各種選抜試験前には全教職員による全体会議を開いて入試業務要領を確認し、入学選抜試験が万全・円滑に実施できるよう努めている。

入学者選抜を公正に実施するため、「入試委員会」が選出し、学長が任命した問題作成委員が「本学個別試験」の国語・英語・数学・実技の入試問題と、「学校推薦型選抜」「学校推薦型選抜（専門高校）」「社会人選抜」の小論文問題を作成して

いる。「帰国生徒選抜」「留学生選抜」の小論文については、志願者がいる場合のみ作成している。入学試験の問題作成にあたっては、「入学試験問題作題及び入学試験問題取扱い要領」に従い実施している。

採点は、受験生の氏名を伏せ、複数の教員が採点を行い、その採点結果は、事務局入試データ処理システムで処理し、合否判定資料を作成している。合否判定は合否判定資料をもとに各学科で原案を作成し、「入試委員会」にて審議・検討のうえ決定し、教授会にて報告することとなっている。

以上のことより、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

**③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

2022 年度において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は概ね適正なものとなっている。一方で、収容定員に対する在籍学生数比率は、英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科において低い状態にあるため、是正されたい。この状況を踏まえ、志願者増に向けての学科改編を 2023 年度より実施している。しかし、2023 年度においても、国際コミュニケーション学科の収容定員に対する在籍学生数比率は低い状態にあり、国際コミュニケーション学科及び健康栄養学科の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均も低い状態にある。

また、適切な定員管理に向け、休退学者減を目指し、学生や保護者に対する支援体制の充実を試みている。少人数制である特徴を生かし、出席状況や単位取得状況が芳しくない学生は、アカデミック・アドバイザー等が面談を行い、学業・生活状況を学科内で十分に把握したうえで、保護者と情報共有を図り、アカデミック・アドバイザーから助言を行うこととしている。

以上のように、定員設定及び在籍学生数を適正に管理するための対応は行っているものの、引き続き学生数の充足に向けて取り組むことが望まれる。

**④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

学生の受け入れの適切性に関して、「入試委員会」を中心に、点検・評価を行っている。同委員会においては、毎年入学試験広報活動から始まる入学者選抜準備・問題作成・実施の全ての過程において分析を行い、業務の検証を行っている。また、各学科にて、入試区分や定員、高等学校の成績に関する配点、指導要領改正にともなう出題範囲等の見直しを行い、「入試委員会」にて各学科の提案を検討したうえで決定し、対応を進めつつ教授会にて報告している。ここでの点検・評価結果については、全学的な内部質保証組織のもと、改善に取り組んでいる。例えば、

近年の入学定員未充足状態を受け、2022 年度には「総合型選抜」の日程と定員を増加、2023 年には「学校推薦型選抜」に指定校枠を追加するなど、入学者選抜の改善を頻繁に行っている。

以上のことより、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

#### <提言>

##### 是正勧告

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、英語英文学科で 0.65、国際文化学科で 0.73、食物栄養学科で 0.83 と低いため、学科の定員管理を徹底するよう是正されたい。

## 6 教員・教員組織

#### <概評>

- ① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の目的に基づき、各学科において求める教員像及び教員組織の編制方針として、教育目標及び学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に適う教員を採用人事において求め、教員組織の編制を適切なものとするよう努めることを定めている。

教員の職位構成は短期大学設置基準に基づいて対応している。教員に求める能力、役割、連携については、学則にある各学科の教育目標の達成に適した能力を持つ教員を配置し、とりわけ、「ビジョン」に示した今後の具体的な方向性に適した能力をもつ教員を採用することとしている。性別や年齢のバランスは、各学科の状況に照らして、偏りのないように学科や「教員選考委員会」で適切に対応している。

なお、「岐阜市立女子短期大学条例」及び学則により、教授・准教授・講師・助教を置くことを定めている。助教の職務としては、教授会の申し合わせにより、講義を担当するほかに、演習・実習・実験の授業補助も担うとしている。

以上のことから、短期大学の目的に基づき、教員組織を適切なものとするよう努めているといえる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織について、各学科において短期大学設置基準に定める教員及び教授数の基準数を充足する専任教員を擁している。ただし、2021 年度から 2022 年度にかけて、短期大学全体で短期大学設置基準上必要な教授数が 1 名不足していた。2023

年度の学科改編により、この不足は解消しているが、今後このようなことのないよう、短期大学として人事計画を厳正に管理する体制を整えることが望まれる。

教員組織の各職位及び年齢構成・性別のバランスは適切である。各学科とも教育課程に応じた専門分野の教員を配置しており、英語英文学科・国際文化学科にて外国人教員を採用するなど国際性にも配慮しつつ、学科の特徴を示す人員配置となっている。また、教員一人あたりの学生数についても適切である。

以上のことより、教育研究活動を展開するため、教員組織を編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇任については、教育公務員特例法及び短期大学設置基準に準拠した「教員選考規程」及び「教員選考基準に関する申し合わせ」に基づき行っている。

教員の募集にあたっては、学科会議の議を経て、学科長が教員募集要項を添付して学長に申し出ており、学長は「総務委員会」に諮ったうえで教授会に提案している。原則公募とし、公募に関する必要事項は「教員人事委員会」が定めている。応募者の情報は当該学科及び「教員人事委員会」、教授会で公表することで、公明性・公平性を保ち、適切な採用を図っている。また、「ビジョン」に示した短期大学の今後の具体的な方向性に適した能力をもつ教員を採用することとし、教員採用の際には、研究活動のほか、教育、地域・社会貢献、学内運営、実務の各経験も参考としている。

昇任に関しては、該当者の所属する学科長に加え、該当者より職位が上位の教員2名からの推薦を受け、当該学科長から学長に申し出て、学長が「総務委員会」の議を経て教授会に諮るものとしている。教授会は教員の採用又は昇任の選考審査を認めた場合には、「教員人事委員会」に審議・決定を委任し、その報告を受ける仕組みとなっている。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任を適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の資質向上、教育課程や授業方法の開発・改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）として、「教育・科学研究委員会」が中心となって、FD研修会を年に1回開催している。研修会には全教員が参加しており、例えば、2022年度には他大学におけるダイバーシティ推進に向けた取り組みについて、外部講師を招いて講演を行っている。

また、オンラインでの研修として、科学研究費補助金取得の参考となるサイトの紹介、「情報セキュリティ研修」「研究倫理研修」「改正障害者差別解消法の施行に

向けて」に関するFD研修を行っている。「情報セキュリティ研修」「研究倫理研修」は毎年1回、各自研修を受け、その状況は「科学研究委員会」で把握している。「改正障害者差別解消法の施行に向けて」に関する研修は、これまで教員が個別にオンライン研修を実施している。

以上のことから、FD活動に関しては適切に実施しているといえる。

- ⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

該当なし。

- ⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性について、毎年度の点検・評価は学科長が行い、その結果に基づき、全学的な内部質保証組織のもとで、改善に取り組んでいる。例えば、国際文化学科では社会の動向や学生による授業アンケート等を参考にして、点検・評価を行っている。2019年度から2021年度にかけて、学生アンケートにおいて韓国語の授業への意欲や要望が多く見られたこと、2022年度の「自己評価等報告書」の作成にあたり集計した、学生の韓国語検定試験の受験状況等を踏まえ、ネイティブスピーカーの専任教員の公募を行った。

2022年度より、点検・評価の際、学科の各教員が「教員活動データベース」に情報を入力し、その情報を学科長が統計処理等とりまとめをして「自己評価委員会」に提出し、同委員会は学長に報告している。しかしながら、現状は「教員活動データベース」の内容について、「自己評価委員会」に提出しているものの、各教員の状況について学科長が点検・評価を行うにとどまり、短期大学の教員組織の適切性に関する点検・評価への活用方法は今後検討し、改善・向上に向けた取り組みとしていくことを予定している。

また、教員採用計画は「総務委員会」で審議後、教授会にて決定している。

以上のことから、教員組織の適切性に関する点検・評価に関しては、適切に実施しているといえる。

## 7 学生支援

### <概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

学則及び教育目標の実現に向けて、2022年に学生支援に関する方針として「学生支援方針」を定め、そのなかで「修学支援」「生活支援」「進路支援」についてそれぞれ

れ支援方針を定めている。具体的には、「修学支援」では「修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む」こと、「生活支援」では「学生の豊かな人格形成に資するため、正課内外の活動に積極的に取り組むことができるよう支援を行う」こと、「進路支援」では「1年次より、各学科の教育・研究内容をふまえ学生の多様な進路の希望に対する相談や支援を行う」こと等を定めている。

教職員に対しては教授会を通じて同方針を確認・共有している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援方針」に沿って、修学支援は各学科及び教務委員会が、生活支援は「厚生委員会」、進路支援は「進路支援委員会」がそれぞれ所管して支援を行っている。学生支援の具体的な内容については、『学生便覧』に掲載し学生に配付するとともに、短期大学ホームページに記載するなどして周知を図っている。

「修学支援」については、学習の基礎となる単位修得等に関しては入学時のオリエンテーションや各学科での説明会等で説明するとともに、各学科でのガイダンスやアカデミック・アドバイザー等を通じて適時説明指導を行っている。補習・補充教育については必要に応じて各学科・各教員の判断により実施している。特に、食物栄養学科では、やむを得ず欠席した学生に対して個別に授業内容を解説し、実験等を行うなどのフォローアップを実施している。成績不振の学生や、留年・休学者等に対しては、各学科教員、「厚生委員会」、保健担当職員での情報共有に努め、内容により診療心理士・保護者・教員で情報を共有するなどの対応を行っている。なお、退学者の理由として、入学時の説明不足による学生の入学目的と教育内容の齟齬を挙げていることから、オープンキャンパス時に丁寧に説明を行い受験生と学科等のミスマッチを防ぐとともに、2022年度より「学修ポートフォリオ」を導入し、学生は入学時に自身の将来像やその実現に向けた取り組みを記入するとともに、学期ごとに実施する振り返りの記入及びそれに基づくアカデミック・アドバイザー教員との面談を通じて、学生の不安や悩みに早期に対応する仕組みを構築している。この取り組みは学生の不安に対し迅速に対応できるのみならず、2023年度以降の教育目標である「一人ひとりが、生きたいと思う人生を描き、実現する」に資するものとなっており、高く評価できる。また、欠席が続いている学生に対し大学側から連絡して相談に応じるとともに、保健室とも連携して情報共有を行うなど、学生に対して丁寧な対応を行うことで退学者減少に向けた取り組みを行っており、こうした取り組みに「学修ポートフォリオ」を通じた学習状況の把握及び対応が更に活用されることで、修学支援を含むより一層の成果につながることを期待できる。

## 岐阜市立女子短期大学

奨学金については、担当職員を配置し、学生に対し入学時の資料やオリエンテーション、掲示板等により情報提供を行っている。また、授業料減免措置を行っており、措置を受けるための成績基準の緩和等によって、近年措置を受けることができる学生が増えている。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大時には、ビデオ会議システムを活用した遠隔授業を実施し、パソコンを所有していない学生へのパソコン貸出や、自宅に通信環境が整っていない学生への通信環境整備に対する支援等を行った。

「生活支援」について、教員はオフィスアワーを設けて相談に応じるとともに、事務局に保健担当を配置して対応している。ハラスメントについては、各学科教員が随時相談を受け付けるとともに相談員として教員及び事務局職員を配置し、相談を受け付ける体制を整えている。相談員で対応できない事例については「ハラスメント防止委員会」を開催し、検討する体制を取っている。学内規程についても岐阜市の条例改正に対応するべく、「ハラスメント防止等に関する規程」の改定を行っている。学生の心身の健康については、4月に実施する健康診断において「ストレス耐性に関するアンケート」を実施し、学生の健康状態等の把握に努めている。また、学生の健康相談として保健室に准看護師、保健担当職員として産婦人科医と臨床心理士を配置し、カウンセリングを実施するなど学生のケアに努めている。

「進路支援」については、1年後期よりガイダンスを開催するとともに『就職活動・進学準備の進め方』の手引きを作成・配付して指導を行っている。支援体制としては、「キャリア支援室」を設置し職員1名を常駐させるとともに、事務局にも就職担当職員を配置し、講座の企画立案実施や企業対応、学生相談の受付等を行っている。また、卒業生を採用した企業を中心に訪問し、採用計画や条件等の聴き取りを行うとともに、卒業生の勤務状況や期待すること等も合わせて聴き取りを行い、進路支援に生かしている。なお、進路が決まらずに卒業した学生に対しては、卒業後も就職情報を案内するなどの支援を継続している。

学生の正課外活動についても、活動資金の補助や、クラブ活動顧問として専任教員を配置して、助言を行うなど短期大学としての支援を行っている。また、正課外活動の一つとして、学生自らが組織した「ピーチクラブ」は、学生自治会と協力して、学生同士の親睦を深めるためのイベントを実施しており、新入生をはじめとした学生間の交流支援につながっている。また、その他の取り組みとして「学生の声」意見箱を設置し、学生からの要望を受け付けているが、学生からの認知度が低く投稿数も少ないため、周知方法の改善が望まれる。

以上のことから、学生支援の体制を整備し、かつ学生支援を適切に行っているといえる。

### ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を

もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価は、修学支援、生活支援及び進路支援のそれぞれを所管する教務委員会のほか、「厚生委員会」「進路支援委員会」において行っている。この点検・評価結果について、全学的な内部質保証組織のもと、改善に取り組んでいる。

例えば、2022年度の点検・評価結果を踏まえて、2023年3月に学長から全学に向け、志願者が減少してきているため、受験生や在学生の満足度向上を意識した情報提供や授業等を行っているか点検するよう指示があった。それに基づき、各学科及び委員会での点検・評価にあたって、受験生や在学生の満足度向上のための取り組みや、短期大学の魅力を高めることにつながる教育に関する教職員の研修について、点検・評価時の提出文書に記載することとなった。

以上のことから、学生支援の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上については、適切に行っているといえる。

#### <提言>

##### 長所

- 1) 2023年度以降の教育目標である「一人ひとりが、生きたいと思う人生を描き、実現する」ことに資するものとして、2022年度より「学修ポートフォリオ」を導入し、入学直後に学生自身に目標や将来像等を記入させ目標等を明確化するとともに、学期ごとに記入する成績や振り返りをもとにアカデミック・アドバイザーと面談を行うことで、早い段階で学生の不安や悩みに寄り添い助言や支援を行っている。また、これを退学者減少に向けた取り組みにつなげるなど、更なる活用によって修学支援の充実が期待できることから、評価できる。

## 8 教育研究等環境

#### <概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「岐阜市立女子短期大学条例」において、学長が大学の施設及び設備の管理を統括すること、「地域連携センター設置規程」に「地域連携センター」が附属図書館の管理運営を所掌すること、「科学研究委員会規程」に「科学研究委員会」が教育及び研究の充実・向上に必要な事項を審議し、学内の調整を図ることを規定している。これに基づき、「ビジョン」において示している「公立大学として目指すもの」「女子教育を継続」「グローバル、ヘルス、センスをキーワードとした教育の実践」等に必要環境や条件を整えることに向け、各委員会・センター等で教育研究環境の整備に取り組んでいる。

以上のことから、施設・設備の管理体制については各規程等に、教育研究環境整備を考えるにあたって基盤となる取り組みについては「ビジョン」に明示しているが、当該短期大学の理念・目的の実現に向けた教育研究活動を十分に行うために、どのように環境や条件を整備していくかを明示した方針については策定していないため、策定に向けて検討することが望ましい。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。教育研究のための講義室や実験・実習室、体育館、運動場、附属図書館、研究室等をはじめ、学生支援に関わる保健室、学生相談室、キャリア支援室等を設置し、短期大学として必要な設備・施設を整備している。2022年度には「地域連携センター」、2023年度には「データ駆動科学教育研究センター」を開設し、教育研究体制の拡充にも取り組んでいる。

敷地内のバリアフリー対策を徹底し、身体障がい者の修学支援に努めている。また、「厚生委員会」では、ヒヤリハット事例、リスクアセスメント事例に対処して学内の安全・衛生の向上に努め、半年ごとに報告書をまとめることで経験を蓄積している。

情報処理室、情報処理自習室には十分な数のパソコンを設置し、生活デザイン学科の学生のための専門的なソフトも利用可能となっている。なお、原則として平日のみの利用としているが、申請があれば時間延長や休日の利用も認め、柔軟に運用している。学生や教職員の利便性に配慮し、無線LANの提供やインターネット回線の高速化を進めつつ、「情報セキュリティポリシー」をはじめ、必要な規程を整備してネットワークの運用、維持管理にも適切に配慮している。

学生の情報倫理の確立に向けて、新入生に対しては入学時に他のガイダンスとあわせて情報処理のガイダンスを行い、そのなかで情報倫理の遵守等に関する指導をしている。また、2022年度以前は学科ごとの特性に応じた「情報処理」を必修科目としていた。2023年度以降は全学科共通で情報倫理や情報セキュリティの知識を学ぶ科目を必修化している。教職員に対する情報倫理の確立に向けては、毎年1回、リモートラーニングで研修を行っている。

キャンパス環境の形成にあたっては、「厚生委員会」では「学生の声」意見箱を設置し、その意見をもとに、教職員に対して学生への対応を求めることで、教育研究活動環境の充実に努めている。

以上のことから、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

附属図書館の管理運営は、「環境・地域交流センター」の後継として、附属図書館内に2022年度に設置した「地域連携センター」が担っている。また、地域連携センター長を委員長とした「地域連携センター運営委員会」に附属図書館長が委員として参画することで、地域連携・地域貢献のなかで附属図書館を運営する体制を整えている。

上記のような体制のもと、系統的に蔵書やオンラインジャーナル等の図書資料を整理・保管しており、図書、学術雑誌、視聴覚資料等の資料は学生や教員の希望を聴取したうえで購入している。オンライン蔵書目録検索システム「ももlib」により、附属図書館にはない資料の貸し出しや複写のサービスを受けることができる。そのほか、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスにも対応している。

附属図書館には、会計年度任用職員として司書を配置しており、司書は昼間時に2人体制となるよう勤務時間を調整して、学生の利用状況に合わせた運用をしている。また、新入生向けの図書館利用説明会や、2年次生向けの文献検索法の講習会を実施し、利用の促進に努めている。

以上のことから、学術情報資料を提供する体制を整備し、適切に機能させていると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対しては、「岐阜市立女子短期大学における研究交付金取扱要綱」に基本的な考え方を示しており、「本学の設置目的に適合した研究を奨励し、学術の振興又は生涯学習機能を含めた教育への還元を図るとともに、様々な行政課題を探求し、地域社会に貢献すること」としている。

研究費に関して、各教員均等割りの研究費、教員からの希望を審査して配分する研究交付金、科学研究費補助金等の外部資金を設けている。研究交付金については「岐阜市立女子短期大学研究交付金の執行に関する規程」も整備し、教員は実績枠、奨励枠、新任者枠に応じて研究計画書を作成し、「研究費執行委員会」で配分額を審議している。研究交付金の支給にあたっては、研究成果の公表を義務づけているため、教育研究活動の活性化につながる効果が期待できる。

教育研究の環境面については、基本的に各教員に研究室を割り当てており、教育研究活動の基盤となっている。「教員の勤務体制に関する申合せ」により、1週間のうち1日分を自宅研修・学外研修・学外出講に当てることを認めており、研究時間の確保にも一定の配慮をしている。

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の制度は導入していな

いが、教育上の実験・実習に必要な支援は各学科所属の助手が行っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究活動の不正行為に対しては、「岐阜市立女子短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」により、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を防止すること、不正があれば厳正に対応することを定めている。この規程を学生の論文にも適用しており、学生の研究活動においても適切な研究倫理のもとで行うよう、指導している。科学研究費補助金については、「岐阜市立女子短期大学における科学研究費補助金等取扱規程」や「岐阜市立女子短期大学における科学研究費補助金に係る監査実施要領」による厳格な運用を定めており、これによって不正防止に努めている。教員からの希望を審査して配分する研究交付金の監査体制については、「岐阜市立女子短期大学研究交付金の執行に関する規程」に基づき監事による監査を受けることを義務づけている。現在は「科学研究委員会」の委員が監事を兼務し、「科学研究委員会」で監査を実施している。

研究倫理については、「岐阜市立女子短期大学研究倫理審査委員会規程」により、倫理上の問題に留意しつつ、研究対象者及びその関係者の人権を擁護すると定めている。研究責任者から研究計画の申請を受けて、倫理的及び科学的観点から調査及び検討し、審査している。特に、生命倫理に関わる研究についての審査時には、学外の有識者等を必ず委員に加えるなどの措置を講じている。

研究活動の不正防止や研究倫理の遵守を徹底するため、「岐阜市立女子短期大学研究活動不正行為等防止計画」に基づき、「不正行為等防止に関する意識の徹底」等の7項目の取り組みを推進している。研究倫理意識の高揚を図るとともに、研究費の適正な執行を行えるよう、研修会を開催することを定め、「科学研究委員会」によって毎年度1回以上実施している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価については、ネットワーク整備等は「情報システム委員会」、図書館の整備は「地域連携センター」、研究費・研究倫理に関する取り組みは「科学教育委員会」、安全確保・衛生管理は「厚生委員会」において点検・評価している。この点検・評価の結果を踏まえ、全学的な内部質保証組織のもと、改善に取り組んでいる。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みとして、附属図書館の運営を2022年度からは「地域連携センター」が所管することとしたほか、「データ駆動科学教育研究センター」を設置したり、無線LANやインターネット設備の強化に取り組んだりするなど、各種の取り組みを行っている。このような取り組みは各委員会で検討し、必要に応じて「執行部会議」での確認、「将来構想委員会」での審議を経て、改善に至っている。

また、「データ駆動科学教育研究センター」の設置については、「執行部会議」で確認したうえで、「将来構想委員会」において「情報システム委員会」より提案を行い、「総務委員会」、教授会での審議を経て決定している。

2023年度からは各委員会にて「自己評価等報告書」を作成し、そこに「前年度重点目標の達成状況」「新年度重点目標と方策」という項目を設けている。各委員会は前年度の取り組みを総括したうえで、次年度の課題を設定している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っていると判断できる。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

#### ① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

2014年度に教授会において「地域社会貢献に関する基本方針（案）」について審議・承認しており、「社会に有為な人材の育成を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、公開講座を開催するなど、市民の生涯教育を支援」するため、市民への生涯学習支援や他大学・高等学校、産業界との連携等を含む8項目の方針案を示している。2020年度には「ビジョン」を策定し、そのなかで8項目の方針案の内容を具体化している。しかしながら、「ビジョン」の大元となる「地域社会貢献に関する基本方針」については、教授会で承認した後も、「(案)」として運用しているため、「ビジョン」との関係を含め、短期大学における社会連携・社会貢献に関する方針を整理することが望まれる。

#### ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

地域に根差した短期大学として、地域に密着した多彩な活動を展開しており、これらの取り組みは『地域交流年報』にとりまとめ、公表している。

具体的には、地域の高等学校の生徒に対して、正課科目である「中国文化論」を開放し、当該短期大学の学生とともに学び、単位修得できる仕組みとしている。同科目を受講し、修得した単位数は、当該短期大学へ入学した場合に国際文化学科の

## 岐阜市立女子短期大学

卒業要件単位として読み替えることを可能としており、受講する高等学校の生徒の学習意欲を高めるとともに、方針に示した地域の高等学校の学生に対する教育啓発活動に取り組んでいる。

教員の専門的な知識・技術を活用した地域社会への貢献として、例えば、生活デザイン学科の教員が学生とともに自治体からの依頼に応じて、岐阜市役所新庁舎の内装や自治体の啓蒙活動におけるキャラクターのデザインを手掛けているほか、地場産業との連携としては地域のファッション産業の団体が主催するファッションショー等に出品するなどの取り組みを行っている。さらに、教員の研究成果や教育経験を生かして、資格取得に向けた講座のほか、文化をテーマとした講座やワークショップ等の多彩な内容で多くの講座を企画・提供し、幅広い世代の市民の参加を得ている。また、社会人向けの履修証明プログラムを設けており、学生とともに正課科目を受講できるようにしており、2023年度からは「女性（卒業生）リカレント講座」として内容の充実を図ることとしている。

上記の取り組みには、教員のみならず学生も参加しており、例えば、食物栄養学科では、岐阜市内の複合商業施設で開催する「健康メニューフェア」において、各店舗が提供するメニュー開発の相談や栄養価計算を行ったほか、自宅でも簡単に作れるようアレンジレシピを考案し、レシピカードを作成して消費者に配布するなどの取り組みを行っている。また、公開講座を岐阜市の中心部で開催し、社会からの要請に応じて市民の参加を促すとともに、学生が岐阜市中心部で実施している産業界へのイベントに参加できる機会を増やしている。

そのほか、2022年度からは、地域の国立・私立大学と共同で文部科学省の補助事業として「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に取り組んでおり、このなかで地域社会と連携し、地域課題の解決に取り組むことを教育課程に組み入れるよう全学的にカリキュラムを見直している。これによって、正課教育を通じて、地域が求める人材の育成に取り組む仕組みを構築し、地域における公立短期大学の役割を果たすよう工夫している。具体的には、2022年度に「岐阜学入門」「課題創造演習」を開設し、地域の交流の活性化を図っている。また、「地域連携センター」を設置し、地域連携の窓口とするなど、今後地域連携に関する取り組みの発展が期待される。一方で、図書館を地域に開放するという考えのもと、「地域連携センター」を図書館の中に設置したが、図書館及び「地域連携センター」の運営については教職員の兼務も多く、業務分担が不明瞭な部分があるため、両者の運営組織及び業務内容の整理が望まれる。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を概ね適切に社会に還元しているといえる。

- ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、

その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、「地域連携センター運営委員会」「科学研究委員会」及び各学科で実施している。ここでの点検・評価結果については、全学的な内部質保証組織のもと、改善に取り組んでいる。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みについて、点検・評価の過程で課題や問題点等が見つかった場合には、各組織で対応策の検討を行っている。2022年度に「地域連携センター」を設置した際は、「地域連携センター運営委員会」で過去の地域連携活動を詳細に分析し、地域からの依頼と学内教員とのマッチングを適正化して、地域に対する連携窓口の強化を図っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

教育目的や将来を見据えた大学のあり方として「ビジョン」を策定し、そのなかで「岐阜市の公立大学としての役割、機能」「公立大学として目指すもの」「女子教育を継続」を明記したうえで今後の目指す方向について整理し、2023年度に実施する学科改編における教育目標や今後の方向性、地域連携等中・長期にわたる計画を明記している。

「ビジョン」は、短期大学ホームページにて公表している。

以上のことから、大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

適切な短期大学運営を行うため、学長をはじめ、副学長、附属図書館長、事務局長、学科長といった役職者を置いている。学長については「学長選考規程」に基づき選考を実施し、副学長及び図書館長においても「副学長に関する規程」「附属図書館長規程」を整備している。また、「処務規則」及び「副学長に関する規程」「附属図書館長規程」等の各規程において、「学長は、市長の命を受けて校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する」「事務局長、副学長及び附属図書館長は、学長の命を受けて分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」といった各役職者の権

限・職務を明記している。

大学の運営に関しては、学長が責任を有し、「執行部会議」及び教授会で審議を行っている。具体的には、「執行部会議」は大学運営の根幹となる基本的事項、教授会は教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べている。学長はこれらの会議体の意見を踏まえたうえで、大学事務を執行している。また、教授会の審議事項と報告事項の整理、教員人事、規程の制定・改廃、予算、教員の勤務体制について審議する会議体として、「総務委員会」を設置している。各会議体の役割については、それぞれ学則及び規程に明記している。

以上のことから、学長をはじめとした所要の職と組織を配置したうえでそれらの権限等を規程に明示し、それに基づいた大学運営を適切に行っているといえる。

**③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**

予算編成及び予算執行については、岐阜市が設置する短期大学であることから、予算及び決算は岐阜市議会の承認を得ることとなっている。予算編成については、その設置団体である岐阜市の予算編成方針のもと、各学科の予算要求を取りまとめた後に、市の担当者と協議を行い、最終的に市長査定を受けて予算案を策定している。

予算執行については、岐阜市の財務関係例規に基づき事務処理を行っている。執行された予算については議会選出の委員及び有識者からなる監査委員により毎年度監査を行い、その結果を岐阜市議会に報告し、同議会における審議・議決を経て決算を確定している。

以上のことから、予算編成及び執行については適正に行っていると判断できる。

**④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

短期大学運営のため事務局を設置し、業務に当たっている。岐阜市直営の短期大学として、その職員は岐阜市職員として配属されることとなっているため、2年から5年で異動となっている。異動時の事務引継ぎについては、事務マニュアルを整備したうえで、岐阜市で定めている事務引継書を作成し、行っている。

全ての学内委員会に事務職員を配置し、教員との間で教学に関する情報共有を図りつつ、協働して業務を行っている。

事務職員の人事考課については、年度初めに事務局長が岐阜市の基本方針等を踏まえ設定する事務組織の方針と目標に基づき、課・係及び個人の重点目標を設定し、半期ごとにその達成度の評価を行っている。

以上のことから、短期間での異動となるため、大学職員としての知識・経験の蓄積が比較的困難な状況ではあるが、研修の実施や教職協働体制の確立、事務マニユ

アルや事務引継書の整備により、事務組織を適切に運営しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の意欲及び資質向上のため、岐阜市が実施する事務職員向けの研修、外部研修として全国公立短期大学協会の幹部研修会や学生指導研究集会等に参加し専門的な知識の習得に努めている。また、保健担当職員については保健管理研究集会、図書館職員については図書館協議会が主催する研修会等に参加するなどの方法により、最新の情報収集に努めている。今後も、大学業務の専門化・高度化に伴い、外部研修への参加や情報収集のみならず、短期大学の事務職員に必要な知識・技能の習得に向けて、引き続き研修機会の充実を図ることが望まれる。

また、教員についても、スタッフ・ディベロップメントの一環として開催されている「情報セキュリティ研修」や「ハラスメント防止研修」等、各種研修に参加している。

以上のように、大学運営を適切かつ効果的に行うために、教員の意欲・資質の向上を図るための方策がなされているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年学科等の点検・評価実施機関において、2021年度以前は「年間活動計画書」及び「年間活動報告書」、2022年度以降は「自己評価等報告書」を作成し、「自己評価委員会」において点検・評価を行ったうえで「執行部会議」に諮り、「総務委員会」及び教授会に報告、適時改善指示を実施機関に通知することで大学運営の適切性について点検・評価を行っている。

大学運営の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の例として、2021年度に行った学内組織体制の見直しがある。「ビジョン」の迅速な実現のため、「執行部会議」を主導とした大学運営の点検・評価を行うため、規程等を見直し、学長のリーダーシップのもと迅速に対応できる組織体制への再編を行った。この結果、「執行部会議」において学長が判断・指示・調整を行うことで、互いに関連する事項を並行して検討し、地域連携の取り組みを教員評価に連動させるなどの仕組みを短期間で構築することなどにつながった。

以上のことから、大学運営の適切性に関する点検・評価及びその結果に基づく改善・向上について、適切に行っているといえる。

(2) 財務

<概評>

## 岐阜市立女子短期大学

### ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

岐阜市が設置する法人化していない短期大学であり、設置者である岐阜市における「岐阜市未来のまちづくり構想」において、大学を「多様な世代や価値観が集う知の拠点」として位置づけ、「民間からの投資を呼び込むなど、経営やマネジメントの視点を持った大学運営を推進」することを明示している。さらに、岐阜市の財政計画として2022年度から2031年度を期間とした「岐阜市中期財政計画」を、市の人口動態や大型事業計画、当該短期大学を含めた2021年度の決算を踏まえて策定している。

また、「ビジョン」を定め、短期・中期方針として外部資金や寄付金等の収入増加策への取り組み、長期的方針としてコスト把握に基づく適切な大学経営、持続的な運営の可能性の検証を提言として掲げている。

### ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

予算は、岐阜市の一般会計における教育費として計上され、施設、設備の計画的な維持管理、更新については、計画に基づき、岐阜市に対し、一定期間の施設維持更新の財源を確保するよう努めている。

歳入は、授業料等の自己収入と設置者である岐阜市の一般会計で大部分が賄われていることから、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は確立されているといえるが、自己収入である授業料等の学生納付金収入が減少傾向にあり、岐阜市が策定した「岐阜市中期財政計画」の「はじめに」に記載されているように、市の財政状況が厳しくなるなか、一般財源の歳入総額に占める割合が年を追うごとに増加している点に留意を要する。

さらに、歳出については、安定的に推移しているが、自己収入が減少傾向にあることから、当該短期大学に係る経費の抑制等に努めることが望まれる。

外部資金については、獲得に向けて積極的に取り組むことを教員に推奨しており、科学研究費補助金をはじめとする外部資金への応募実績に基づく追加的研究費の配分の実施、科学研究費補助金採択のための研修の実施等により、外部資金の獲得実績は増加傾向にあることから、今後の更なる取り組みが期待される。

以上

岐阜市立女子短期大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
短期大学基礎データ
基礎要件確認シート
短期大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	岐阜市立女子短期大学学則（令和4年度）
	本学 Web サイト（大学概要／教育目標）
	『岐阜市立女子短期大学 大学案内 2023』
	『学生募集要項 2022』
	『学生便覧 令和4年度（2022）』
	岐阜市立女子短期大学ビジョン
	岐阜市立女子短期大学運営委員会規程
	岐阜市未来のまちづくり構想
	将来構想委員会規程
	岐阜市立女子短期大学執行部会議規程
	岐阜市立女子短期大学自己評価委員会規程
	岐阜市 Web サイト（市政情報／市の政策と計画／子育て・教育（市の政策と計画）／岐阜市立女子短期大学あり方懇談会）
	岐阜市立女子短期大学に対する認証評価結果（H28）
	『授業計画シラバス 令和4年度（2022）』
	『地域交流年報 令和3年度』
	本学 Web サイト（大学概要／公式メディア）
	本学 Web サイト（大学概要／教育方針）
	本学 Web サイト（学科紹介）
	2 内部質保証
自己評価報告書様式	
令和3年度前期_授業アンケート結果	
令和3年度後期_授業アンケート結果	
自己評価委員会議事録	
認証評価 短期大学改善報告書	
認証評価 短期大学改善報告書に関する質問事項及び提出いただきたい資料（回答 11月30日回答期限）	
認証評価 短期大学改善報告書に関する質問事項及び提出いただきたい資料（回答 1月25日回答期限）	
本学 Web サイト（大学概要／情報公開／自己点検・評価／運営委員会報告書）	
岐阜市 Web サイト（市政情報／監査／内部監査）	
本学 Web サイト（教育・研究）	
本学 Web サイト（教育・研究／教員の教育・研究活動）	
本学 Web サイト（教育・研究／ニュースレター『AURA』）	
本学 Web サイト（地域貢献／地域連携センター）	
本学 Web サイト（大学概要／情報公開／短期大学認証評価）	
岐阜市 Web サイト（市政情報／予算・財政／予算・決算）	
岐阜市立女子短期大学情報セキュリティポリシー	
岐阜市立女子短期大学処務規程	
ポータルフォリオと学生面談についてのアンケート	
本学 Web サイト（大学概要／教育情報の公表）	
岐阜市立女子短期大学学則（令和4年度）	
岐阜市立女子短期大学運営委員会規程	
岐阜市立女子短期大学執行部会議規程	
岐阜市立女子短期大学自己評価委員会規程	

	学内文書などの方針の共有実態を示す資料
	自己評価委員会報告書
	改善指示書
	内部質保証システムのフローチャート
3 教育研究組織	岐阜市立女子短期大学学則（令和4年度）
	英語英文学科教育目標及び学修規程（令和4年度）
	国際文化学科教育目標及び学修規程（令和4年度）
	食物栄養学科教育目標及び学修規程（令和4年度）
	生活デザイン学科教育目標及び学修規程（令和4年度）
	岐阜市立女子短期大学地域連携センター設置規程
	岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター設置規程
	内部保証システムのフローチャート
	自己評価報告書
	改善報告書
	『授業計画シラバス 令和4年度（2022）』
	教員選考委員会規程（令和4年9月28日改正）
	教員選考基準に関する申合せ（令和4年3月31日改正）
	教員選考基準に関する申合せ 別表（業績点数表）
4 教育課程・学習成果	岐阜市立女子短期大学学位授与方針（ディプロマポリシー）
	『学生便覧 令和4年度（2022）』
	本学 Web サイト（大学概要／教育方針）
	『岐阜市立女子短期大学 大学案内 2023』
	岐阜市立女子短期大学学則（令和4年度）
	岐阜市立女子短期大学教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）
	学修規程別表
	2021年度授業時間割
	英語英文学科1年生配布資料
	英語英文学科2年生配布資料
	国際文化学科1年生配布資料
	YouTube 岐女短チャンネル#018（高大連携の取組み）
	長栄大学学生交流覚書
	長栄大学との編入学に関する覚書
	『授業計画シラバス 令和4年度（2022）』
	国際文化学科資格取得状況
	国際文化学科2年生配布資料
	本学 Web サイト（食物栄養学科／地域貢献）
	生活デザイン学科1年生配布資料
	成績評価基準等に関する規程
	学位規程
	食物栄養学科就職進学状況
5 学生の受け入れ	平成26年度第2回教授会資料10 P29-30「アドミッションポリシーについて」
	『学生募集要項 2022』
	本学 Web サイト（大学概要／教育方針）
	令和4年度一般選抜業務要領
	令和4年度総合型選抜Ⅰ入試業務要領
	令和4年度総合型選抜Ⅱ入試業務要領
	令和4年度総合型選抜Ⅲ入試業務要領
	令和4年度学校推薦型選抜 学校推薦型選抜（専門高校）等業務要領
	入学試験問題作題及び入学試験問題取扱い要領
	『令和4年度学校推薦型選抜試験問題・一般選抜試験問題（解答例）』
	各学科の退学者数
	受験資格審査実施要項
	入学試験情報開示事務処理要領
	外国人留学生の受け入れに関する取扱要綱

	岐阜市立女子短期大学運営管理組織図
6 教員・教員組織	岐阜市立女子短期大学条例
	岐阜市立女子短期大学学則（令和4年度）
	短期大学設置基準
	専任教員年齢構成（短期大学基礎データ 表5）
	主要授業科目の担当状況（短期大学基礎データ 表4）
	令和3年度第10回教授会資料
	学修規程別表
	教員選考規程（平成18年12月27日）
	教員選考基準に関する申し合わせ
	教員選考基準に関する申合せ（令和4年3月31日改正）
	教員選考規程（令和4年12月27日改正）
	岐阜市立女子短期大学教員人事委員会規程
	教授会規程
	教員選考委員会規程（令和4年9月28日改正）
	教員選考委員会の運営に関する申合せ（令和4年2月24日改正）
	教員採用時の学科長報告事項
	教員昇任・採用の評価項目表
	FD研修一覧
	岐阜市立女子短期大学処務規程
	『学生便覧 令和4年度（2022）』
	R4教員シーズ集
	発明に関する規程
	受託研究取扱規程
	共同研究取扱規程
	FD実施体制 第10回科学研究委員会議事録
	短期大学としてのFDの考え方
7 学生支援	岐阜市立女子短期大学学生支援方針
	『授業計画シラバス 令和4年度（2022）』
	令和4年度第1回教授会資料7 P50「厚生委員会事業計画」
	令和4年度第1回教授会資料7 P57「進路支援委員会事業計画」
	『学生便覧 令和4年度（2022）』
	岐阜市立女子短期大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 本学Webサイト（入試情報／授業料・奨学金）
	『学生募集要項2022』
	岐阜市立女子短期大学授業料等減免取扱要綱
	ハラスメント防止等に関する規程
	岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止委員会の調査、対処及び相談者の救済等について（実施事項）
	岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止委員会の相談事案の調査方法について
	学生定期健康診断の案内
	「生活と健康」アンケート結果
	就職活動・進学準備の進め方
	クラブ役員一覧表
	過去3年間の学長賞・桃林賞受賞者一覧表
	岐阜市立女子短期大学「学生の声」意見箱の運用に関する取扱い
	ハラスメントのしおり（学生向け）
	R4進路支援講座実績報告
	8 教育研究等環境
岐阜市立女子短期大学条例	
情報システム委員会規程	
図書・科学教育委員会規程	
岐阜市立女子短期大学地域連携センター設置規程	
科学研究員会規程	

	短期大学基礎データ 表1 施設・設備等
	短期大学設置基準
	『学生便覧 令和4年度(2022)』
	2022年度ヒヤリハット調査書兼報告書、リスクアセスメント調査書兼実績書
	情報システムの利用及び維持管理に関する規程
	岐阜市立女子短期大学無線LAN利用ガイドライン(学生用)
	『授業計画シラバス 令和4年度(2022)』
	2022年度情報セキュリティ研修資料
	本学Webサイト(地域貢献/地域連携センター)
	岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター設置規程
	令和4年度第7回教授会資料13 P69「講義棟2階のフロアコンセプトについて」
	岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター運営委員会規程
	岐阜市立女子短期大学附属図書館「図書館2021」
	本学附属図書館Webサイト
	2022 Orientation 図書館を使いこなそう
	“ももlib”でできること
	岐阜市立女子短期大学附属図書館利用案内(学外者用)
	令和3年度第8回教授会資料11 P34「図書館の開館時間の変更について」
	調べもののしかた(そのI~V)
	令和3年度卒業時アンケート結果
	岐阜市立女子短期大学における研究交付金取扱要綱
	研究交付金執行要領
	令和4年度研究交付金分配方法
	岐阜市立女子短期大学研究交付金の執行に関する規程
	令和4年度第1回教授会資料7 P46-47「令和3年度活動報告及び令和4年度活動計画」
	教員の勤務体制に関する申し合わせ
	科研費の採択状況
	科研費獲得に関する研修資料
	2021年度岐阜市立女子短期大学FD資料「オンライン授業の設計と実践」
	2022年度学生による前期授業アンケート(自由記述まとめ)
	岐阜市立女子短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程
	岐阜市立女子短期大学研究活動不正行為等防止計画
	岐阜市立女子短期大学における科学研究費補助金等取扱規程
	岐阜市立女子短期大学における科学研究費補助金に係る監査実施要領
	2020年研究倫理研修会資料「科学論の視点から見る研究不正の事例とその背景」
	令和3年度第8回教授会資料9 P30「第9回教育・科学研究委員会議事録」
	令和4年度第1回教授会資料7 P47活動計画 令和4年度第10回教授会資料10 P61議事録
	岐阜市立女子短期大学研究倫理審査委員会規程
	岐阜市立女子短期大学生命倫理委員会規程
	令和4年度第1回教授会資料7 P33-57「各委員会の令和3年度活動報告及び令和4年度活動計画について」
	岐阜市立女子短期大学ビジョン
9 社会連携・社会貢献	環境・地域交流センター規程
	『地域交流年報 令和3年度』
	平成26年度第15回教授会資料6 P31「地域社会貢献に関する基本方針」
	公開講座一覧表2018~2022
	過去5年間の公開講座の講座数と受講者数
	過去5年間の履修証明プログラム受講者数
	地域交流年報 平成30年度~令和2年度 高大連携事業
	岐阜市出前講座一覧2022
	地域交流年報 令和2年度 産官学連携事業
	地域交流年報 平成28年度~令和2年度 本学教員の学外公職
	地域交流年報 平成27年度~平成30年度 他大学との連携事業
	地域交流年報 令和2年度 他の大学との連携事業
	公開講座受講者アンケート2022

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	岐阜市立女子短期大学ビジョン
	岐阜市立女子短期大学条例
	岐阜市立女子短期大学学長選考規程
	岐阜市立女子短期大学学長選考規程施行細則
	岐阜市立女子短期大学副学長に関する規程
	岐阜市立女子短期大学附属図書館長規程
	岐阜市立女子短期大学附属図書館長規程細則
	岐阜市立女子短期大学処務規則
	岐阜市立女子短期大学処務規程
	総務委員会規程
	令和4年度予算編成方針
	令和4年度研究交付金配分方法
	岐阜市契約規則
	岐阜市事務決裁規則
	研究交付金執行要領
	定期監査及び行政監査の結果に関する報告について
	岐阜市立女子短期大学における科学研究補助金に係る監査実施要領
	令和3年度岐阜市決算成果説明書
	令和3年度一般会計歳入歳出決算附属書類
	学内委員会名簿
	令和4年度委員会等委員について(令和4年3月23日教授会資料)
	岐阜市立女子短期大学規程集
	教授会規程
	岐阜市立女子短期大学運営管理組織図
	教員選考基準に関する申合せ(令和4年3月31日改正)
	教員選考規程(令和4年12月27日改正)
	岐阜市立女子短期大学教員人事委員会規程
	教員選考委員会規程(令和4年9月28日改正)
	教員選考委員会の運営に関する申合せ(令和4年2月24日改正)
	職場研修マニュアル_R403改訂
職場研修実施報告書R2-R3	
職場研修実施報告書R4	
10 大学運営・財務 (2) 財務	岐阜市未来のまちづくり構想
	岐阜市中期財政計画
	所管する土地、建物の一覧表及び施設配置図
	岐阜市予算規則
	岐阜市会計規則
	公立短期大学における収入・支出に関する資料(様式8)
11 その他の取組	ぎふ地域創発人材育成プログラムの概要
その他	岐阜市立女子短期大学規程集
	【岐阜市立女子短期大学】様式05 短期大学基礎データ(R6評価用)(R5.3改定)作成R06.06.21
	様式08-0 公立短期大学における収入・支出等に関する資料(最終)修正版
	資料① 教授数の推移
	資料② 04_短期大学基礎データ 表1の算出基礎(岐阜市立女子短期大学)修正R05.06.27
	資料③ 【岐阜市立女子短期大学】様式05 短期大学基礎データ(R6評価用)(R5.3改定)作成R06.06.27
	資料④ 届出書類
各委員会構成員について	

岐阜市立女子短期大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	『岐阜市立女子短期大学 50 年史』 P1-2
	『岐阜市立女子短期大学 50 年史』 P20-21
2 内部質保証	本学 Web サイト（大学概要／教育方針）
	教務委員会活動計画 (R4)
	自己評価委員会報告書 (R5. 3. 31)
	改善通知書 (R5. 3. 31)
	学長方針
	自己評価等報告書に関する助言
	入試選抜対応方針
	処務規程の一部改正 (R3. 3. 31)
	岐阜市立女子短期大学処務規程 (R4. 2. 24 改正)
3 教育研究組織	「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」の申請書類
4 教育課程・学習成果	令和 5 年度『学生便覧』 P46-47
	本学の管理栄養士国家試験合格率
	令和 3 年度学修規程別表 (2) 国際文化学科
	令和 2 年度学修規程別表 (2) 国際文化学科
	令和 5 年度学修規程別表 国際コミュニケーション学科
	平成 27 年度学生便覧、国際文化学科カリキュラム・ポリシー
	平成 27 年度学修規程別表 (2) 国際文化学科
	令和 3 年度『学生便覧』学則別表 (4) 生活デザイン学科
	令和 3 年度『学生便覧』学修規程別表 (4-1) 生活デザイン学科 ファッション専修
	「登録単位数の上限の対象から除く」科目の受講者数、登録単位数の最大値、平均値の一覧表
	令和 4 年度『学生便覧』2 級衣料管理士資格、二級建築士および木造建築士受験資格、一級建築士受験資格
	令和 4 年度『学生便覧』学修規程別表 (4-3) 生活デザイン学科 ヴィジュアル専修
	『令和 4 年度 授業計画 (シラバス)』 P24
	R4 卒業生意識調査集計結果 (生デ)
	令和 3 年度第 7 回生活デザイン学科会議議事録
	令和 4 年度英語英文学科自己評価報告書
	令和 4 年度国際文化学科活動報告
	学修ポートフォリオの用紙
	令和 5 年度国際コミュニケーション学科活動計画
	R4 卒業生意識調査集計結果 (生デ)
	令和 4 年度後期授業アンケートの分析と対応につきまして (メール)
	2022 年度後期授業アンケート自由記述に関する学長への報告 (4 学科)
	学科長の改善指示報告
	学長からの改善指示
	令和 2~4 年度 前後期時間割
	新型コロナウイルス感染拡大防止等に向けた岐阜市立女子短期大学の対応方針
	令和 2 年度 学生による授業アンケートの集計結果
5 学生の受け入れ	『学生募集要項 2024』 P6、P8
	岐阜市立女子短期大学あり方懇談会報告書
	健康栄養学科紹介資料 2022
	健康栄養学科紹介資料 2023
	2023 年度の定員充足率
	精神的な理由で通学できない学生への対応方針
	岐阜市 Web サイト (市政情報／付属機関／文化・教育・人権 (付属機関) ／岐阜市立女子短期大学将来構想委員会)

6 教員・教員組織	教員選考基準に関する申し合せ別表（教員昇任・採用の評価項目）（R4. 9）
	助教の職務等について申し合せ（H19. 2）
	嘱託員の勤務状況報告書（R2. 1）
	岐阜市立女子短期大学教員の勤務体制に関する申し合せ（R5. 4）
	ハラスメント防止等に関する規程
	科研費獲得のためのFDについて（R4. 8）
	韓国語関連授業の学生アンケート自由記述（R1～R3）
	令和4年度国際文化学科自己評価報告書（R4）
7 学生支援	新入学生ガイダンス資料（情報リテラシー）
	新入学生ガイダンス資料（学生配布用資料）
	新入学生ガイダンス資料（情報リテラシーガイダンス）
	新入学生ガイダンス資料（情報リテラシーガイダンス（配布資料））
	R5. 4. 26 教授会 別冊資料2
	令和5年度第2回自己評価委員会 資料1
8 教育研究等環境	令和5年度授業計画シラバス（情報リテラシー）
	修了証書
	令和4年度第3回厚生委員会議事録（R4. 6）（資料4）
	令和4年度第4回厚生委員会議事録（R4. 6）（資料3）
	学生相談における丁寧な対応の徹底について（通知）（R3. 6）
	学生生活における適正な指導・相談等の徹底について（通知）（R4. 3）
	相談場所案内チラシ
	令和4年度第5回将来構想委員会資料（R4. 7）
	令和4年度第5回将来構想委員会資料（R4. 7）
	令和3年度第2回情報システム委員会議事録
	令和3年度第3回情報システム委員会議事録
9 社会連携・社会貢献	R03 生デ重点提出版
	生活デザイン学科 2021 年度活動計画概要
	R03 生デ重点結果
	R04 生デ重点項目
	自己評価生デ R03
	自己評価報告書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	ハラスメント研修資料抜粋（R4）
	SD 研修の実施状況
	ハラスメント防止規程の見直し資料抜粋（R3）
	服務規程の改定に係る参考資料抜粋（R4）
	自己評価委員会規程（R4. 3. 31）
	自己評価委員会規程（R4. 7. 27）
	執行部会議規程（H30. 3. 28）
	執行部会議規程（R3. 3. 31）
	教員選考基準に関する申し合わせ（H21. 2. 10）
	教員選考基準に関する申し合せ（R4. 3. 31）
	自己評価委員会規程（R3. 3. 31）
	運営委員会報告書（R2. 3. 2）
	広報委員会規程
	令和3年度広報委員会予算要望資料抜粋
	入学者アンケート結果の推移
オープンキャンパス来場数の推移	
その他	ポートフォリオ（デザイン）R5_0306
	ポートフォリオ（健栄）R5-0310
	ポートフォリオ（国文）2022
	ポートフォリオ（国際）R5-0306
	ポートフォリオ（生デ FD）2022

ポートフォリオ(生デ ID)2022
ポートフォリオ(生デ VD)2022
ポートフォリオ(英文)2022
ポートフォリオ(食栄)2022
ポートフォリオ_学生用資料_2023
ポートフォリオ_教員用資料_2023
厚生委員会計画統計資料_(1)R5 認証評価
学生による授業アンケートの返却のフロー
岐阜市立女子短期大学「学生の声」意見箱の運用に関する取扱い
相談場所案内チラシ③(保健関係)
交換留学プログラム募集要項
協定(中国吉林華僑外国語学院)
協定(中国大連大学日本語言文化学院)
協定(韓国威徳大学)
(ティーチング・ポートフォリオ)ティーチング・ポートフォリオ(案)
(ティーチング・ポートフォリオ)令和5年度第12回教務委員会議事録
(授業アンケート)分析と今後の対応【令和5年度前期/様式】
(授業アンケート)授業アンケート 指示メール
(学長プレゼン資料①)【認証評価】学長プレゼン内部質保証
(学長プレゼン資料②)学修ポートフォリオの導入と今度の課題
(学長プレゼン資料③)教育の質保証仕組みづくり資料 230912

岐阜市立女子短期大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
2 内部質保証	岐阜市立女子短期大学自己評価委員会規程（令和5年2月22日改定）
4 教育課程・学習成果	令和4年度 第3回教務委員会 議事録